

# 「電気事業法施行規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令案」、「主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示案」の概要

令和 5 年 1 月  
経済産業省  
産業保安グループ  
電力安全課

## 1. 現状及び改正の経緯

電気事業法の保安規制は、設置者の自主保安を原則とし、公共の安全の確保、環境の保全、供給支障防止の観点から、重要なものに限り、国が最低限の規制を課している。

具体的には、電気事業法（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 48 条に規定する工事計画の届出は、一定規模以上の事業用電気工作物に対して義務付けられている。

また、同法第 106 条に基づいて、特定の設備や一定規模以上の設備の破損事故等を報告対象としている。

これらの対象については、設備の運用実態の変化や設備・機器の技術革新、事故原因の分析等を踏まえて適宜見直しを行っている。今回、審議会での審議等も踏まえ、検討に結論を得られたため、所要の改正を行う。

## 2. 改正の内容

### （1）電気事業法施行規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令

○第 1 条：電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）

- ✓ 変電所の電力用コンデンサー及び分路リアクトルの変更工事について、工事計画届出対象となる閾値を容量 1 万 kVA 以上から容量 10 万 kVA に引上げ

○第 2 条：電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）

- ✓ 変電所の電力用コンデンサー及び分路リアクトルについて、事故報告が必要となる主要電気工作物の閾値を容量 1 万 kVA 以上から容量 10 万 kVA に引上げ
- ✓ 事故報告が必要となる「主要電気工作物の破損事故」から支障が軽微なものを除外

### （2）主要電気工作物を構成する設備を定める告示の一部を改正する告示

- ✓ 事故報告が必要となる主要電気工作物を構成する設備から水力発電設備の流木路、船ばつ路等を除外

## 3. 今後のスケジュール

令和 5 年 2 月中 公布

令和 5 年 3 月 31 日 施行